二　令第十四条第八項第二号に規定する事項　予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条の三第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三　令第十四条第八項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四　令第十四条第八項第四号に規定する事項　搭乗手続番号その他参考となるべき事項

第二条の四を第二条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

**第二条の六**　法第十五条の三第四項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第十五条の三第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

第二条の三の次に次の一条を加える。

（税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

**第二条の四**　法第十五条第十項（入港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2　法第十五条第十一項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を利用して同条第十項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

第七条の三第三号イ中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第八条中「第六十七条の六第二項」を「第六十七条の八第二項」に、「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に、「第五十九条の九第一項」を「第五十九条の十二第一項」に、「第五十九条の九第四項」を「第五十九条の十二第四項」に改める。

第八条の二中「第五十九条の七第六号」を「第五十九条の九第六号」に改める。

第八条の三中「第六十七条の四第三号」を「第六十七条の六第三号」に改め、同条第一号イ(2)中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第六項」に改め、同号イ(3)中「第三十条第一項第五号（外国貨物を置く場所の制限）」を「第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）」に改め、同号ヘ中「第六十七条の六第一項（帳簿の備付け等）」を「第六十七条の八第一項」に改める。

第八条の四中「第五十九条の十四第一項第三号」を「第五十九条の十六第一項第三号」に改め、同条第四号中「第五十九条の十四第一項」を「第五十九条の十六第一項」に改め、同条第四号中「第五十九条の十四第一項第二号」を「第五十九条の十六第一項第二号」に改め、同条第六号中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第四項」に改める。

第九条中「第五十九条の十五第四号」を「第五十九条の十七第四号」に改める。

第九条の六第六号中「第六十七条の三第二項」を「第六十七条の三第六項」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（税関長の権限の委任に係る所轄の意義）

**第十二条**　令第九十二条第一項（税関長の権限の委任）の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については、管轄区域によるものとする。ただし、これによることが適当でないと認めるときは、税関長が別に定める所轄によることができる。

別表第二中「別表第二（第二条の二、第二条の四及び第二条の八関係）」を「別表第二（第二条の二、第二条の五及び第二条の十二関係）」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、関税定率法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）から施行する。ただし、関税法施行規則第十一条の次に一条を加える改正規定及び次項の規定は、平成二十三年七月一日から施行する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

2　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行規則（平成十九年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「昭和三十年政令第百号」の下に「。以下「令」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（税関長の権限の委任に係る所轄の意義）

**第五条**　関税法施行規則第十二条（税関長の権限の委任に係る所轄の意義）の規定は、令第三十条第一項の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄について、準用する。

## ○農林水産省令第四十三号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第三項及び第五項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条第一項の表東京農政事務所の項表示・規格指導官の欄中「五十六人」を「五十五人」に改め、同表神奈川農政事務所の項表示・規格指導官の欄中「四十人」を「三十九人」に改め、同表兵庫農政事務所の項表示・規格指導官の欄中「十四人」を「十三人」に改め、同表中

| | | |
|---|---|---|
| 「山形農政事務所 | を | 「福島農政事務所<br>茨城農政事務所<br>栃木農政事務所<br>和歌山農政事務所<br>長崎農政事務所<br>鹿児島農政事務所」 |
| 「岩手農政事務所<br>富山農政事務所<br>滋賀農政事務所<br>山口農政事務所<br>徳島農政事務所<br>宮崎農政事務所」 | を | 「福島農政事務所<br>茨城農政事務所<br>栃木農政事務所<br>和歌山農政事務所<br>長崎農政事務所<br>鹿児島農政事務所」 |
| 「奈良農政事務所<br>香川農政事務所<br>高知農政事務所」 | を | 「岩手農政事務所<br>富山農政事務所<br>滋賀農政事務所<br>山口農政事務所<br>徳島農政事務所<br>宮崎農政事務所」 |

に改める。

別表第三島根農政事務所の項管轄区域の欄中「雲南市　八束郡」を「雲南市」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、同年八月一日から施行する。

## ○経済産業省令第三十七号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十六条（第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ガス事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　経済産業大臣　海江田万里

ガス事業会計規則の一部を改正する省令

ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表の備考第四号の次に次の一号を加える。

5　当期首残高は、遡及適用又は誤謬（ごびゅう）の訂正をした場合にあつては、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。